

「あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉」に対する意見及び市の考え方

資料 1

● 意見募集の期間：令和 6 年 8 月 1 日（木）～令和 6 年 8 月 3 0 日（金）

● 提出された意見：3 2 件

No.	提出された意見	市の考え方
1	まずは、パートナーシップ宣誓制度には、基本的には賛成です。 しかし、市民全体への周知や啓発がどのくらいされているのか。国の法律も議論のないまま成立された印象もあり、拙速な感じを受けます。この制度は、事実婚も含めるとのことですが、私の友人にも、事実婚の方が見えます。再婚すれば、相続問題やお墓の問題などで遠慮してしまうこともあります。複雑であり、難しい問題とは感じますが、婚姻に拘らない若者たちも増え、少子化が叫ばれる中で、世の中がより複雑になっており、国を含め、自治体の取り組みが時代に追いついていないと感じます。この制度については、様々な意見が寄せられると存じますが、議論を深めて、より良い社会になることを願います。	本制度は、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えますので、広く周知・啓発を行ってまいります。 多様な家族形態にある方々が家族として行政サービスを受けられることで、社会生活を送る上での困難や生きづらさが軽減できるよう積極的に取り組んでまいります。
2	私の職場でも、マイノリティの方が見えましたが、正式にカミングアウトをした訳ではありませんが、殆どの仕事仲間は、マイノリティとして敢えて触れることなく、自然体で接していました。しかし、職場で心無いことが起こり仕事を退職されました。その後の便りで、同姓婚をされたことを聞き、カミングアウトして、パートナーが出来たことは良かったことと思いました。その時は、この 2 人が結ばれて良かったと思っていましたが、婚姻が認められていない、この 2 人は、将来どのように生活していくのか。この制度が広がっても、様々な障壁が待っていると思うと複雑な気持ちになりました。 やはり、世の中がまずは認めてあげる社会をつくり、受け入れること。この様な立場の方々が仕事を辞めることがないよう、事業者も配慮する環境は必要と考えます。 制度の導入の際は、しっかり取り組んでいただきたいと思います。	多様な性のあり方については、正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要です。 市民や事業者の皆様にもご理解いただけるよう、性的マイノリティの方々に対する知識の向上や理解促進に努めて、広く周知・啓発を行ってまいります。 ご意見の趣旨を踏まえ、制度実施の参考とさせていただきます。
3	ファミリーシップ宣誓制度については、賛成です。この制度は、県内各自治体で、広がっていますが、あま市は、人権条例があるにもかかわらず、遅いと思います。 真っ先に取り組むべきことではなかったのでしょうか。導入には、課題もありますが、単に導入するのではなく、市民への周知、啓発や教育の中にもしっかりと取り入れて認識を広め、深めていくことが大切と考えます。	本制度は、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えます。児童・生徒の人権教育においても、性自認・性的指向が違っていると認識した時に、いじめなどに発展することがないように正しい認識と理解促進に努めて、広く周知・啓発を行ってまいります。

4 日本は法治国家であり、何よりも法の安定性が求められてしかるべきだと考えます。また、当然地方自治体たるものは、その法を安定させる義務を追っているものと考えられます。法は憲法法律条例等の法典のみならず、規則や要綱、判例、慣習等、行動を制限するものは法の一部を構成していると言えるかと思います。となると、法律で認められていない事を要綱等で定義することは、法の安定性からいって正しいあり方でしょうか。 憲法 24 条における同種の訴訟も何件かありますが、まだ確定していないので、法的には安定した状態とは言えません。 また、愛知県が同様な制度を制定していますが、これを適用することでこの問題は一定の解決ができるものと考えます。そうするのではなく、あま市が法の安定性も確認できない状況で、敢えてこの制度を制定するのはなぜでしょうか。 ① 法の安定についてあま市はどう考えているのでしょうか。 ② 愛知県の制度とあま市の制度に相反するところがあるのでしょうか、県の制度の適応ではできないのでしょうか。 ③ 子どもも含む宣言ですが、法的に認められていない状況を構成する事になりますが、子どもの意思確認はどうされることになるのでしょうか。 ④ また、この宣言の解消時に対しての不備の問題が指摘されていますが、そこはどう考えられているのでしょうか。	① 本制度は、法の範囲内で定められるべき本市の内部規定である要綱によるものであり、権利義務を課するものではありません。 国は、LGBT 理解増進法を、各自治体における性的マイノリティの方々の生きづらさを解消する取り組みを推進する指針を示すための法律としております。また、同法令第 5 条においては、地方公共団体の役割として、関連施策を策定し、実施に努めることが明記されております。 本制度は、法に基づく制度であり、当事者の不利益に対する解消への取り組みを進めることが、あま市人権尊重のまちづくり条例の理念に基づく、本市としての役割と考えております ② 本市が実施した令和 2 年度あま市市民意識調査では、性的マイノリティの方々に関する人権上の問題として、市民の方々は性的マイノリティの方々に偏見・差別・不利益があると感じていることを示しております。本市において本制度を導入することにより、人権尊重の視点に立って偏見や差別に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の推進につながると考えます。また、本制度をきっかけに当事者の生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性の理解が増進される契機にもなると考えています。 ③ 子どもの意思確認については、同意書を提出してもらうことにより確認します。 ④ 本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、慎重に運用いたします。
5 全てが平等で本人の意思のもと自由に選択できるものには限界があると思います。生まれた家庭や性についてもガチャのごとく考える方もみえると思うが、受け入れなければ ならない事実や現実があり、性自認についてもその関係だと思えます。苦しんでおられる方もおみえだとは思っているので差別したりするのは論外だが、カウンセリングすることが大切に思います。先行して制度を制定したりするのはミスリードにつながりかねないので反対です。 名古屋市のパブリック意見で同性婚について「自分たち同性愛者が最終的に求めているのは同性婚の実現である。市のファミリーシップはゴールではない。あくまで婚姻の平等を実現するための仮のステップとして認識していただきたい」と表記してあった。 制度を受け入れる当事者たちは生きやすさ求めているのではなく権利を勝ち取る	憲法第 1 4 条第 1 項の平等の原則（差別は許されない）に則り、国は LGBT 理解増進法を制定し、第 5 条においては地方公共団体の役割の規定が明記され、本市においてもあま市人権尊重のまちづくり条例の理念に基づき、社会情勢を踏まえた取り組みの一つとして本制度の導入を考えております。 同性婚の問題は、性的指向や性自認は自らの意思で変更できるものではないことを踏まえながら理解を深めることが重要であると考えております。

	ための入り口と考えているようだ。身震いがする。法をなし崩しにする魂胆である。絶対に反対である。	
6	あま市ファミリーシップ宣誓の意義は何か解らない為、反対 ※愛知県がR 6. 4月に県ファミリーシップ宣誓制度を開始したが、あま市との差異がないと思われる。よって市独自のあま市ファミリーシップ宣誓の意義が無いため、この制度の制定には反対です。	本制度は、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えております。自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感だけでなく、実際に家族として行政サービスが受けられることは大変意義のあることと捉えております。
7	SDG'S、LGBTQ+に懸げられるように、社会の中で少数の方が、それが原因で生き難さを感じることなく生活を送ることが出来る社会を目指す高尚な思想は大いに支持しますが、一方で文化的な涵養が進んでいない地域の風土環境で唐突に制度化することについては抵抗感を禁じ得ません。 全国的にも大都市においても未だ社会受容性が高まっているとは云えない現状で、当市が社会実験にならないか心配します。 さらに、現行法下においても身分や相続関係では、法の想定外の事案でトラブルも多く発生している現実にあって、ファミリーシップ制度は実体上、法律外婚を認証するものと考えられ、また客観的な事実の確認や関係解消の確認も不明確、かつ難しいことから、制度を濫用されることで、不測の損害を被る利害関係人や第三者が発生しないか懸念されます。 現行法の法の安定性を脅かす恐れもあると思われますので、制度化は時期尚早ではないかと思料します。	社会情勢として、令和6年6月末時点でのパートナーシップ認定制度を導入した地方公共団体は459自治体に増え、総人口のカバー率も85%を超えています。 (渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国令和パートナーシップ制度共同調査) また、本市が令和2年に行ったあま市市民意識調査においても、性的マイノリティに関する人権問題についての関心が高まっていることが認められます。 本制度は、権利義務を課するものではなく、第三者に対して利害が及ぶものと考えておりません。本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、慎重に運用いたします。
8	こういった制度が日本の国体を破壊する入口になってしまう恐れがあると言われているが、憲法上の問題はもちろんのこと、他県とは違い愛知県は独自で制定しているのだから、愛知県の制度を活用して頂けば問題にならない。 また愛知県の制度と何が違うのか、何が足りないのか、どういったサービスが市内でできるのか、内容が全く分からない状況で審議会の皆さんは日本国のあま市の何を決めてしまうおつもりなのか。 議会での答弁は公式であり、市としては、この制度の導入の可否も含めて検討すると、導入をしない事も含めて答弁しており、市役所の立場はフラットなのが公式の場での現状です。議会の議論を通して、現在は決して導入ありきだけの立場ではありません。	本制度は、法の範囲内で定められるべき本市の内部規定である要綱によるものであり、権利義務を課するものではありません。 国は、LGBT理解増進法を、各自治体における性的マイノリティの方々の生きづらさを解消する取り組みを推進する指針を示すための法律としております。 また、同法令第5条においては、地方公共団体の役割として、関連施策を策定し、実施に努めることが明記されております。 本市が実施した、令和2年度あま市市民意識調査では、性的マイノリティの方々に対する人権問題に関する意識が高まっている調査結果があり、本市において本制度を導入することにより、人権尊重の視点に立ち、性の多様性の理解増進を図ることや、偏見や差別に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮ら

	審議会のメンバーが作ったのだから市役所は知りません。出来上がったものを皆さんにお知らせしますという流れになったら本当にそれでいいのか。 令和6年あま市議会3月定例会、厚生委員会での質疑と答弁のやり取りを確認(読んで)してどういう状況かをきちんと議論できる素地を整えてから審議して頂きたい。大事なことは、市民の大きな要請、声があった事実もない中で、内容もはっきりしていないことを 数回の審議会で決定してしまっていて良いのかを問いたいし、ここに書ききれない事についても当然ありますが、本市に縁もゆかりもない外国人にも、異性のみならず同性にも適用されようとしているファミリーシップ制度には反対です。 性善説だけでは護れない事が多数起きている事を考慮して頂きたい。	せる社会の推進につながると考えます。 行政サービスについては、主に従来の手続きに対しての精神的配慮を目的としており、新たな権利、義務を課する制度ではありません。 令和6年3月定例会の厚生委員会質疑におけるご指摘を踏まえ、LGBT 理解増進法の策定に関わった当事者であり慎重派の立場である先生から資料を提供いただき研究会を実施し、公平な審議運営に努めております。 なお、外国籍の方々や異性同性問わず、本市に住所を有し、要件を満たしている場合は、本制度を利用することができます。 本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、慎重に運用いたします。
9	我が国では歴史的に同性愛者を迫害した事実はありません。現在でも世界的に見て性的少数者への偏見は少ないと思われます。同性婚は伝統的な家族の形を脅かし、社会通年上同性婚というのが認められれば、子供の成長発達期において、どちらの性自認もない時期に子供達の心に混乱が生じます。もちろん性的マイノリティに対する差別や偏見を厳しく律し、多様性を認める教育は必要ですが、そもそもあま市でどれだけの要望があったのでしょうか。そしてどれだけの法的効力があるのか不明な点も多くファミリーシップ解消時の財産分与や子供の養育権など明確な法整備がされてない以上安易な制度導入はただ「性的マイノリティに配慮している市」というイメージのための導入であると感じます。深く議論を重ねた上での決定を願います。	本市が実施した令和2年度あま市市民意識調査では、性的マイノリティに対する偏見や差別などの人権問題に対する意識がする関心は高まっています。 偏見や差別に捉われず性の多様性に対する理解を深めることは、偏見や差別の軽減に繋がり、人権教育に必要不可欠だと考えます。 本市において、本制度を導入することは、当事者の生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性の理解が増進される契機にもなります。性的マイノリティのや多様な家族の方々、本市で自分らしく生きていけるよう支援体制の充実含め、国や県の動向を注視してまいります。
10	婚姻関係が築けないカップルに対し、ファミリーシップを制度化するとの事だが、6年前の段階で病院など不具合は全くありませんでした。 たとえば同性婚だとしたら、そこに属する子供達の人権問題は、どのように考えているのでしょうか？また詐欺等の増加も考えられます。色々な面であま市においてこのファミリーシップ制度は、必要がないだけではなく危険だと思います。 従って私は、反対致します。	行政は、多様な家族形態や状況にある児童虐待問題やヤングケアラー問題等、様々な子どもの人権課題に取り組み、子どもたちを守る責務があります。本制度は、既存の婚姻制度を否定するものではありません。様々な家庭環境がある現状を踏まえ、市民や地域が理解を深め、子どもを支える社会づくりを進めていくための制度の一つと考えております。病院だけでなく民間事業者への理解促進に努めてまいります。 また、本制度は、権利義務を課するものではなく、第三者に対して利害が及ぶものと考えておりません。 本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、本人確認書類や要件を慎重に確認した上で運用いたします。

11	参考にした愛知県の要綱とほぼ同様なので、早急に制定しなくてもよいのでは。宣誓の方法が安易すぎるのでは。	本市において本制度を導入することは、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えております。自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感だけでなく、実際に家族として行政サービスが受けられるようになります。 本市としては解決すべき重要な人権課題の一つと位置付け、社会生活を送る上での困難や生きづらさが軽減できるよう積極的に取り組んでまいります。
12	全国のパートナーシップの低利用率から鑑みてファミリーシップ制度など不要である。本制度に法律上の効果が無く戸籍や在留資格等も変わらないとのことであるのであれば、現行制度の養子縁組で対応可能である。 ファミリーシップ制度は婚姻した者と同じようなサービスを与えようとしているために、婚外子を増やしてしまう影響が出るため、導入しないように強く求める。 里親制度は認定されるにあたってとても厳しい審査基準があると聞くが、ファミリーシップではとてもゆい感じがする。意思表示がちゃんとできない子どもが犠牲になるケースも出てくることになると思う。反対です。 財産目当てや在留外国人等が関係する犯罪に利用される懸念がある。もし仮に市の証明書が誤認させる要因になった場合、市が無関係と言えるのであろうか。決して申請主義で逃げ切るわけにはいかないと思うので反対です。	本制度は、利用者の多少に関わらず、広く市民へ性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけや支援する制度と考えております。主に従来の手続きに対しての精神的配慮を行い、当事者の生きづらさを軽減することを目指すものです。 また、本制度は、既存の婚姻制度を否定するものではありません。様々な家庭環境がある現状を踏まえ、市民や地域が理解を深め、子どもを支える社会づくりを進めていくための制度の一つと考えております。 本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、本人確認書類や要件を慎重に確認した上で運用いたします。
13	あま市ファミリーシップ宣誓の意義は何か解らない為、反対 ※愛知県がR 6. 4月に県ファミリーシップ宣誓制度を開始したが、あま市との差異がないと思われる。 よって市独自のあま市ファミリーシップ宣誓の意義が無いため、この制度の制定には反対です。	本制度は、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えております。自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感だけでなく、実際に家族として行政サービスが受けられることは大変意義のあることと捉えております。
14	・愛知県にファミリーシップ宣誓制度があるのに何故あま市に必要なのか。 ・あま市ファミリーシップ宣誓制度では、どのようなことができるのか。それは、宣誓しなくてもできるのではないか。 ・宣誓したことにより、何らかの法的効力は発生するのか。	本市において本制度を導入することは、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えております。自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感だけでなく、実際に家族として行政サービスが受けられるようになり、生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性理解が増進される契機になると考えています。 本制度は、権利義務を課するものではありません。

15	内容を読んでも何ができるのかできないのかわかりません。どこまでの内容を許すのかすらわからない。この不透明な制度によって将来的には不当な権利主張にもつながります。 例えば高齢男性の家にあま市に縁もゆかりもない外国人が入り込み、ファミリーシップを主張したり、同様に高齢者の家に同性の外国人が入り込んでいてもファミリーシップを宣誓して行政の定めたサービスを求めるようなケース、その他言い出せばきりが無く非常にリスクの大きい内容では無いかと感じています。 こういった問題については、もっとその後に起こりうる問題も想定していくべきですし、県がスタートするからあま市もやるというような考えに思います。まずは県の制度を活用して頂き、複数年経った後に、足りない部分も含めて改めて扱って欲しいです。 今のような不明確な段階での制度導入には反対です。	本市において本制度を導入することは、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えております。自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感だけでなく、実際に家族として行政サービスが受けられるようになり、生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性理解が増進される契機になると考えています。 本制度は、権利義務を課するものではありません。 本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、本人確認書類や要件を慎重に確認した上で運用いたします。
16	このファミリーシップ制度が導入されたとして、その１０年後、２０年後を考えた時、遺産や生命保険やお金に関わる新たな要望が出て来ると思います。その時には世の中の考えも今と全く違ったものになっているでしょう。モラルや常識も変化し、犯罪も巧妙化していくと想像できます。 日本では、家族中心の考えで構成されていますが、そこを根底からくつがえす事だと思えます。世の中は男と女しかおりません。 現時点において差別はほぼないと思います。区別は大事です。良く考えてからこの制度を受け入れるのか考えるべきだと思います。 以上反対します。	本制度は、人権尊重の視点に立ち、性の多様性理解の増進を図ることで、偏見や差別に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の推進に貢献するものです。 婚姻制度を利用しない又は利用できない方々が、家族として生活していても、社会生活において不利益を受けている方もありますので、この制度をきっかけに当事者の生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性理解が増進される契機になると考えています。 また、運用後も社会情勢の変化に対応できるよう要綱を制定することとしており、制度利用者へは、趣旨を丁寧に説明し、慎重に運用いたします。
17	日本の民法には結婚を「男女間の結合」と定義しており現行法では同姓同士の結婚を認めてません。しかし愛知県では、今年４月１日から同姓婚を認める制度を導入しています。 あま市でも導入する意味がわかりませんし、法的効力がないならわざわざあま市で導入する意図が読めません。 よってこの制度に反対です。	現行の法制度上では同性同士が婚姻関係を結ぶことができず、また様々な行政サービス等が享受できないなど、社会生活上の不利益を受けている方もあります。 本市においても独自の制度として導入することにより、人権尊重の視点に立ち、性の多様性理解の増進を図ることができ、偏見や差別に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の推進につながると考えます。

18	私は、以前学校のPTAの役員として子どもたちや親御さんたちと接して、多様な家族がある現状を見えています。色々な家庭環境の中で子どもがより良い環境で育ち、いじめのない学校環境をつくる意味でも、また、多様性社会についての理解を進める意味でも、意義のある制度と考えています。マイノリティの立場にある家庭だけでなく、全ての家庭にいる子どもが、学校だけでなく地域におけるインクルーシブな環境で理解し支えることによって、少年犯罪や非行を防ぎ、あま市から未来有望な若者が育つものと思います。あま市の学校における人権教育は、非常に熱心で、精力的に取り組まれていると思いますので、この制度が実りあるものになることを期待したいです。	子どもを支える社会づくりは、学校や地域社会において非常に重要であると考えます。本制度は、多様な家族形態にある子どもたちを含め、支援できる環境を整えることを目指しています。多様な家族の形が尊重され、市民の方々への理解促進のきっかけとなり、偏見や差別、いじめなどが解消できるよう引き続き努力してまいります。多様な家族形態が尊重されることで、市民の理解が深まり、偏見や差別、いじめの解消につながるよう引き続き努めてまいります。 ご意見の趣旨を踏まえ、制度実施の参考とさせていただきます。
19	制度導入は賛成です。多様化の時代でやさしい制度になるよう希望します。	本制度は、誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現を目指し、社会生活を送る上での困難を軽減する制度です。 市民や事業者の皆様は、本制度の理解が深まるよう取り組んでまいります。
20	僕は賛成です。	本制度は、誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現を目指し、社会生活を送る上での困難を軽減する制度です。 市民や事業者の皆様は、本制度の理解が深まるよう取り組んでまいります。
21	愛知県が作った時も反対だった。このような物について誰も声を上げないのか。なぜいま市でやるのかすら理解できない。	現行の法制度上では同性同士が婚姻関係を結ぶことができず、また様々な行政サービス等が享受できないなど、社会生活上の不利益を受けている状況にあります。 本市においても独自の制度として導入することにより、人権尊重の視点に立ち、性の多様性理解の増進を図ることができ、偏見や差別に捉われず性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の推進につながると考えます。 自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感につながると考えます。この制度をきっかけに当事者の生きづらさや困難の軽減につながるとともに、性の多様性理解が増進される契機にもなると考えています。

22 本制度についての意見 『誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現すること』 これは民主国家としては当然の事だと思われますし、日本国は世界的に見ても実現していると思います。 また『権利』を主張する以上、日本人としての『義務』を果たす必要性も考えられます。 『性的マイノリティの方々や、その他、様々な事情により、婚姻制度を利用できない方々、その子ども等に「ファミリー(家族)」であることを市が認証する』 このことに関しましては、市の認証の必要性が見当たらないため、反対させていただきます。 上記の『婚姻制度を利用できない方々』とは具体的にどのような方々を示すのかを明確にさせていただきたく思います。 何故婚姻に拘るのかも解りかねます。 ファミリーであることを市が認証した場合に、そのファミリーの戸籍がどうなるのかが不明瞭であり、将来的に戸籍自体が意味を成さないものになってしまう恐れを感じております。 『性的マイノリティの方々』に関しては、当事者の後天的な性癖に関わってくる問題が多々あると認識しており、この件に対応するとなると際限がなくなってしまうことが容易に想像でき、本制度の悪用も容易に想像できます。 本制度が適用された場合、『婚姻制度を利用できない方々の子ども等』のアイデンティティが失われる可能性が考えられるとともに、海外からの入国者が「日本人配偶者等」を得やすくなり、それに伴い、配偶者ビザ等の永住権資格のハードルが下がり、思想、文化の違いから治安の乱れに繋がることが想像出来ます。 本制度に関しては上記内容を踏まえたうえで、大反対させていただきます。	本市において本制度を導入することは、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、多様な家族形態への理解を促進するきっかけになると考えております。 自分たちが住んでいるこのあま市で家族として認められるということは、当事者にとって肯定感や安心感だけでなく、実際に家族として行政サービスが受けられるようになり、生きづらさや困難さの軽減につながるとともに、性の多様性理解が増進される契機になると考えています。行政サービスについては、主に従来の手続きに対しての精神的配慮を目的としており、新たな権利、義務を課する制度ではありません。 「婚姻制度を利用できない方々」とは、事実婚の男女カップルや一方又は双方が性的マイノリティであるカップルの方々などです。 本制度は、権利義務を課するものではないため、査証や永住権の資格審査には影響はありません。外国人の方々も含め、差別や偏見のない社会の実現に努め、制度利用者へは、趣旨を丁寧に説明してまいります。
--	--

23	こちらの制度の導入には反対です。 性的マイノリティの方々だけで生きていくのであれば多様性関係なく生きていきます。 ここに上記の関係の子ども等が関わってくるのであれば、多様性なるものに巻き込まれてしまい子ども等の自分らしさ意思や尊厳をダメにしてしまうのではないかと思います。 マイノリティの中のマジョリティが暴走してしまって制度が悪用されるのではないかと危惧します。	多様な性のあり方については、正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要です。 様々な家庭環境がある現状を踏まえ、市民や地域が理解を深め、子どもを支える社会づくりを進めていくための制度の一つと考えております。
24	制度導入については、賛成です。学校でも制服の選択制や性別に寄らない名簿の導入など、学生たちへの多様性に対する学校の取組み、理解のある先生方がいることは、良いことだと思います。 このファミリーシップ制度は、子も含む制度の様ですが、子どもにとって意義のある制度となつてほしいと思います。	様々な家庭環境がある現状を踏まえ、市民や地域が理解を深め、子どもを支える社会づくりを進めていくための制度の一つと考えております。 制度導入後も、より良い制度となるよう努めてまいります。
25	・性の多様性を認めるという趣旨の制度であるが、適用範囲が非常に広く、特に同性カップルの里子までファミリーの範囲に含めるというのは、現実問題としてゲイカップルによる子供の性的虐待といった問題も生じていることから慎重な検討が必要と考える。カップルどちらかの実子である場合や何らかの事情で子どもが授からない異性カップルが里親となる場合と比べて、子どもの人権が守られないリスクが高くなることから、そのファミリーとなる可能性のある子供たちの人権についても十分な検討・議論をしていただきたい。また、課題が解決した時点で範囲に含めれ	・本制度は、既存の婚姻制度を否定するものではありません。様々な家庭環境がある現状において、精神的な生きづらさを少しでも軽減し、自己肯定感や幸福感といった尊厳を尊重するための証として運用するものです。また、多様な家族のあり方について市民・地域の理解を深めることが、子どもの人権を守り、共生社会の実現に資するものと考えております。 ・本制度は、本市の内部規定である要綱に基づく制度です。代筆を認めるのは、双方が立ち会った上で、自ら記入できない特別な事情が確認された場合に限りま

ばよいので子どもの安全・人権が十分に確保されない、少しでも疑念がある状態であれば、段階的な適用も検討すべきである。 ・宣誓の方法として、代筆は認めるべきではない。ファミリーシップ制度はある意味婚姻の代替的な手段であるといえるが、婚姻において代筆が認められないのに、婚姻よりも申請方法を緩和するというのは適切ではない。自筆ができないというのは、本人の意思をもって手を動かすことができない、手以外の方法でもペンを持っていないというケースを想像するが、そのような身体的に制限がある状況においてまでファミリーシップ制度を適用する必要があるのだろうか。代筆は悪用される抜け穴となる可能性が高く、少なくともその手続方法は婚姻と同程度とすべきである。 ・オンラインでの宣誓も不可とすべきである。例えば岡崎市では個室希望を事前に伝えるようになっており、来庁者の目線への配慮はそれで足りると考える。先述の代筆と同様、申請方法を緩和することについては慎重に検討し、悪用されるリスクを徹底的につぶしていただきたい。 ・他の自治体でも話題となっている住民票への記載有無についても、十分に検討いただきたい。 ・もともと日本は諸外国に比べてLGBTについて多分に寛容な社会であり、制度の必要性については今一度議論が必要と考える。明示的に推進した結果、諸外国では社会の混乱、家族の分断といった問題が生じ、反LGBTを推進する動きも出ている。日本においてもLGBT理解増進法の適用以後、女性の性自認を主張する男性が女湯に入るといった問題が増えており、女性の安全が脅かされている。マイノリティの人権に対して過度に配慮する、あるいはリスクに対して十分な検討がされないために、マジョリティの人権が棄損されてはならない。 このような現状において、LGBT対策として当制度を導入する必要があるのか、従来の養子縁組では足りないのか、といった点も含め、十分に議論し、住民への説明もしていただきたい。県や他の自治体を同じ制度を必ずしも導入する必要はなく、多様な性を認めるという姿勢はほかの方法でも見せていけるはずである。 議員の皆様におかれましては、あま市をどのような市にしていきたいのか、こういった課題があって、どうしたら多くの住民の安全な暮らしが守られるのか、ぜひ闊達な議論をお願いいたします。	す。 ・本制度の利便性や、諸事情により来庁できない方々に配慮するため、オンラインを活用するものです。なお、来庁して宣誓する場合は、本市においてもプライバシー保護のため希望により個室を用意します。 ・本制度における住民票への記載については、住民基本台帳法に基づき運用してまいります。 ・国はLGBT理解増進法を制定するにあたり、性的マイノリティの生きづらさに対し研究を進めた結果、マイノリティやマジョリティのお互いが理解し、性の多様性への理解を深める必要性と穏やかな共生社会をつくる目的として本法案を可決しております。また、性的マイノリティにおける公共の場での入浴に関する取扱いは、国が身体的な特徴をもって判断するものと通知しており、公衆浴場法第3条に基づいて運用されるものと考えております。 同性パートナーシップ制度については、令和2年3月定例会で質問を受けて、勉強、研究を進めると答弁しており、その結果として、令和7年1月に施行予定としたものです。当事者の生きづらさや困難の軽減につながるとともに、性の多様性に対する理解が増進される契機にもなると考えています。市民の皆様にもご理解いただけるよう、憲法、LGBT理解増進法及びあま市人権尊重のまちづくり条例に基づき性の多様性への理解促進に努めてまいります。
--	---

26	日本国憲法 14 条ですべての国民は法の下での平等が保障されており、経済的にも社会的にも差別されないと明記されている。新しく制度を作る目的はなにかと要綱を読んだ。多様性と、もっともらしい言葉が並ぶが、制度の具体性がわからず。 国籍問わず適用されるのか、同居する親族（「その子ら」とは？同性カップルのはず、どこからやってきた子供なのか。）にまで適用範囲を広げたデメリットは想定しているか。 要綱では目的が不明なので、入権推進課の公開しているデータを何個か開いてみた。興味深い資料があった。あま市人権施策推進審議会(2024 年 1 月 29 日)の「性的マイノリティが経験する困難とパートナーシップ、ファミリーシップ制度」というもの。それによると性は 108 通りもあるとのこと、どの学問を学べば行きつくのだろうか。 この一文が目にとまった。「自治体を動かして民間を変え、同性婚の法制化を望む」これが本当の狙いなのかなと推察できた。この資料提供者の大学教授とはどんな人物か、これも調べてみた。昨年施行され女性のみならず男性からも批判のあがった LGBT 理解増進法を推していたリベラル系のおひとりであることを知り更に納得。本題から外れたが、新たな利権や社会の分断をうみ子供の健全な発育を阻害する恐れのある制度とならないか市民として不安に思う。	多様な性のあり方については、正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要です。 市民の皆様にもご理解いただけるよう、性的マイノリティの方々への理解促進に努めて、広く周知・啓発を行ってまいります。
27	同性婚までも認めることになる法案で看過できません。パートナーが外国籍の場合とかどうなのでしょう？外国籍の人までもますます簡単に社会保障制度に入り込みやすくなります。廃案してください。	本制度の行政サービスについては、主に従来の手続きにおける精神的配慮を目的としており、新たな権利、義務を課する制度ではありません。また、自己肯定感や幸福感といった尊厳を尊重する証として、運用するものです。 外国籍の方々や異性同性問わず、本市に住所を有し要件を満たしている場合は、本制度を利用することができます。本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、本人確認書類や要件を慎重に確認した上で運用いたします。
28	私達は、この制度に賛成です。 1 番の理由としては実際に性的マイノリティに悩んでいる子供がいるからです。性的マイノリティの方々にとって、今はまだ日々の暮らしの中で過ごしにくいと思う事が多々あるけど、でもそれを声に出して言いづらい世の中だと思います。この制度によって、そんな世の中が少しずつ変わって、性的マイノリティの方々も過ごしやすい世の中に変わっていくキッカケになる事を願います。	本制度は、性の多様性に関する正しい認識と理解を深め、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消を目的としております。 多様な性のあり方について、正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持ってもらえるよう理解促進に努めて、広く周知・啓発を行ってまいります。

29	こちらの制度の導入には反対です。 性的マイノリティの方々だけで生きていくのであれば多様性関係なく生きていきます。 ここに上記の関係の子ども等が関わってくるのであれば、多様なものに巻き込まれてしまい子ども等の自分らしさ意思や尊厳をダメにしてしまうのではないかと思います。 マイノリティの中のマジョリティが暴走してしまって制度が悪用されるのではないかと危惧します。	本市が本制度を導入することは、性的マイノリティの方々や様々な家族形態がある多様性について、地域社会が理解を深めるることにもなり、子どもの権利が守られるものと考えます。 本制度利用者へは、本制度の趣旨を丁寧に説明し、慎重に運用いたします。
30	宣誓制度について反対します 1. 養子縁組など従来の制度を利用できるのではないかな？ 2. 「婚姻制度を利用できない方々」があま市では過半数を占めているのかな？ マイノリティー(少数)に対し市のリソースを振り分けるつもりなのか？ 3. 相続など民法上の問題、更には憲法に抵触しかねない制度をどのような法的根拠をもって運用するのか？ 以上の理由から宣誓制度要綱(案)に反対します。	1. 養子縁組制度は、親子関係を構築するもので、カップル間のパートナーシップの構築を目的とする者ではありません。 2. 日本における性的少数者の人口規模は、各種調査で5%前後と言われ、性的マイノリティの方々の生きづらさについて市民が理解を深め、解消することを進めることは必要であると考えます。 3. 国は、LGBT 理解増進法を制定する法案審議の中で、本法律は憲法に基づくものであり性的マイノリティの方々の生きづらさを解消するための法律であって、自治体の取組を推進する指針を示すための法律としております。また、自治体における性的マイノリティに関する差別禁止条例等の動きの認識を示す中で条例制定権を認め、本法令第5条においては、自治体の役割として、規定が明記されております。本制度は、本法律に基づく制度と捉えており、当事者の不利益に対する解消への取り組みは自治体としての役割と考えております。

31	あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)に大反対です。 本制度について『誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現すること』 こうありますが、これについては日本という国家では欧米のような宗教的な縛りもなく世界的に見ても既に事実的に実現していると思います。事実としてそれを生業にしてきた人達も数多くいます。その人達に対し日本の歴史を紐解き過去から現代まで社会的な運動として差別をしたり排除した事がありましたか？あるのであれば具体的に何年何月何日に何処で、どのような排除が国家レベルで行われたのか明記していただきたい！これは日本という国家や日本人の尊厳にも関わる問題です！ 『性的マイノリティの方々や、その他、様々な事情により、婚姻制度を利用できない方々、その子ども等に「ファミリー(家族)」であることを市が認証する』 こう文面にありますが、市の認証の必要性が見当たりません。逆にパートナーシップやファミリーシップを認めてしまう事が、日本の社会制度の崩壊、夫婦別姓、戸籍の廃止などにつながる危険が高い事を市は全く考えていないように思います！ あま市が日本の文化や制度の崩壊を招く恐れがあるファミリーシップなるものを、わざわざ取り入れなくてはならない理由が見当たりません。 むしろ市のいう『誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現すること』は、曖昧な説明でしかないと思います。 『婚姻制度を利用できない方々の子ども等』 こう文面にありますが子供のアイデンティティは、いったいどうなるのでしょうか？	本市において、当事者が苦しんだ具体的事実があり、性的マイノリティの方々に関して身近に課題が存在するものと考えております。日本における性的少数者の人口規模は、各種調査で5%前後と言われており、まだ、声があげられる程の理解が進んでいない現状があると受け止めています。国は、LGBT 理解増進法を制定する法案審議の中で、本法律は、憲法に基づくものであり性的マイノリティの生きづらさを解消するための法律であって、各自治体の取組を推進する指針を示すための法律としております。本市が実施した、令和2年度あま市市民意識調査では、性的マイノリティの方々に対する人権問題に関する意識が平成27年度の調査に比べ約3割高まっている傾向にあり、関心の高さを認識しております。また、本市においては、あま市人権尊重のまちづくり条例を制定しており、この調査結果からも人権施策として取り組むべき必要性があると考えております。 本市が本制度を導入することは、様々な家族形態がある現状を直視し、多様性について地域社会が理解を深めるることにもなり、子どものアイデンティティが守られるものと考えています。外国籍の方も本市に住所を有し要件を満たしている場合は、本制度を利用することができます。 本制度は、自治体として、法律に基づく可能な範囲の取組であり、ご指摘にあります、夫婦別姓制度等の全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施については、国に委ねるものと考えております。
----	---	---

それこそ寧ろ人権問題じゃないですか？ またこの制度は外国人が海外から家族を呼び寄せて悪用される可能性も非常に大きいです。 このような穴だらけ、欠点だらけの制度を何故とりいれようとするのか全く理由がわかりません。 昨今では県をはじめ周りの市町村が同様の制度をとりはじめています。あま市は県や他の市町村と足並みを揃えて、その流れに乗りたがっているだけにしか思えません！ 県や他の市町村と足並みを揃えないと何か不都合があるんですか？もし県や他の市町村に足並みを揃えなきゃいけないなどと考えているのであるのならば、地方自治など必要なくなってしまうですね？ マイノリティーの意見に耳を傾けるのは大事！ だがマイノリティーの意見を全て受け入れてマジョリティーの意見を見無視したら、日本の民主主義は終わります！ またマイノリティーの意見を受け入れパートナーシップやファミリーシップのような制度をとり入れれば、それは将来的に必ず夫婦別姓、戸籍制度廃止、外国人参政権へと繋がっていき日本は崩壊します！ この問題は、あま市だけの問題じゃない！ あま市のため、日本のためにファミリーシップには私は大反対です！	
---	--

32	愛知県の制度があるのに何故あま市がやらなくていけないか分らないです。 市民にこの制度を受け入れる下地があるとは思えません。市民からの多くの要望があったのでしょうか。 一度制度を制定すれば、問題が生じて辞めることは難しいと思います。 制定手順をみても、事の重さの割に安易に感じられます。市民の生活に直結している重要な問題を数回の審議で決めてよいものなのでしょうか。 また、審議会委員の方々は、この制度で問題が起きたときの責任の所在は考えられているのでしょうか。場合によっては審議会委員の方にも責務があると考えられるのではないのでしょうか。 制度制定後は色々な問題が生じるかと思います。宣言に法的な効力が無いといっても、ファミリーシップ宣言された場合、そのファミリーの中では、不貞慰謝料請求権、財産分与請求権、親権等が生ずる場合があるとされています。その対応は市の職員が行うのでしょうか、その準備はできているのでしょうか。 現状では、これらのことに明確に対応していただけないので反対いたします。	本市において、当事者が苦しんだ具体的事実があり性的マイノリティに関して身近に課題が存在するものと考えております。日本における性的少数者の人口規模は、各種調査では5%前後と言われており、まだ、声があげられる程の理解が進んでいない現状があると受け止めています。本市が実施した、令和2年度あま市市民意識調査では、性的マイノリティの方々に対する人権問題に関する意識が平成27年度の調査に比べ約3割高まっている傾向にあり、関心の高さを認識しております。また、本市においては、あま市人権尊重のまちづくり条例を制定しており、この調査結果からも人権施策として取り組むべき必要性があると考えております。 審議会においては、LBGT理解増進法の策定に関わった当事者であり慎重派の立場である先生から資料提供いただき研究会を実施し、公平な審議運営に努めております。審議会では、パブリックコメントを踏まえた上で答申を受け、その結果を基に市として最終的な判断を行いたいと考えております。 なお、本制度における責任については市が負うものであるが、離婚による民事における諸所の権利については、法的な権利義務を課するものではありませんので影響がないものと考えております。
----	--	---